

諮 問 第 8 号  
平成 22 年 6 月 29 日

電気通信事業紛争処理委員会  
委員長 龍岡 資晃 殿

総務大臣 原口 一博

## 諮 問 書

生活文化センター株式会社から平成 22 年 1 月 25 日付けで、電気通信事業法（昭和 59 年法律第 86 号）第 35 条第 1 項の規定に基づき、株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ（以下「ドコモ」という。）に対する電気通信設備の接続に関する協議の再開に係る命令の申立てがあった。

これについて審査した結果、当該接続が同法第 32 条第 3 号に掲げる場合に該当すると認められることから、ドコモに対し協議の再開の命令をしないこととしたい。

上記のことについて、同法第 160 条第 1 号の規定に基づき、諮問する。